

租税特別措置法第 40 条特例の適用法人について

租税特別措置法第 40 条適用版の定款の場合、定款上、評議員・理事・監事の「資格」に関する条文がそれぞれ追加されていますのでご確認ください。

【租税特別措置法第 40 条適用版の定款例】

(評議員の資格)

第〇条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることにはならない。

(役員資格)

第〇条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることにはならない。

2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

その親族その他特殊の関係がある者

租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定する特殊関係

(1) 親族関係（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族）を有する者

(2) 次に掲げる特殊の関係がある者

① 当該親族関係を有する役員等と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

② 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で、当該親族関係を有する役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

③ ①～②の関係にある者と親族関係（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族）かつ、その者と生計が同一である者

(3) 次の法人の「会社役員」（法人税法第2条第15号）又は使用人である。

イ 当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人

ロ 当該親族関係を有する役員等及び(2)①～③の関係にある人について、

これらの人と「特殊の関係にある法人」（法人税法第2条第10号）として、同族会社と判定される法人